

平成 29 年 3 月 14 日

各 位

会社名 インспек株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史  
(コード番号：6656 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜栄子  
TEL 0187-54-1888 (代表)

### 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 28 年 3 月 8 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」及び同月 30 日付「審判手続きにおける答弁書の提出について」にて開示しておりますとおり、平成 25 年 3 月 28 日及び同月 29 日に行われた当社株式の買付行為、並びに平成 25 年 4 月 1 日付「当社株式の時価総額が 3 億円以上になったことについて」と題する適時開示をめぐり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、審判手続が行われておりました。

その結果、本日、金融庁より、納付すべき課徴金の額を 1,224 万円、納付期限を平成 29 年 5 月 15 日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、平成 28 年 3 月 11 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、平成 28 年 4 月期第 3 四半期において、すでに課徴金引当金繰入額 1,224 万円を特別損失として計上しておりますので、上記決定が平成 29 年 4 月期の業績に与える影響はございません。

当社としましては、審判手続における当社の主張が認められず、上記決定に至ったことは大変遺憾であり、今後、上記決定の理由等を踏まえ、司法の判断を仰ぐことも視野に入れ、対応を検討してまいります。対応について確定次第、お知らせいたします。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしており、深くお詫び申し上げます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上